

令和 2 年度

# フォークリフト運転技能講習実施のご案内

〒849-0921 佐賀市高木瀬西 3 丁目 1 番 20 号  
(公社) 佐賀県トラック協会内  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部  
TEL 0 9 5 2 - 3 0 - 3 4 5 6  
FAX 0 9 5 2 - 3 1 - 6 4 4 1  
<http://www.rikusaibou-saga.jp/>  
(佐賀労働局登録番号 第3-1号 登録有効期間 2024. 3. 30)

最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転業務(道路上走行運転を除く)については、都道府県労働局に登録する教習機関が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ従事させてはならない、という就業制限が定められています。

つきましては、当支部において標記講習を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。

記

## 1 講習日時・場所 【佐賀会場】

講習区分	月	日	日 時	場 所	
学 科	A・B	2020年 12月 7 日 (月)	8:30~18:10	佐賀市高木瀬西 3 丁目 1 番 20 号 (公社)佐賀県トラック協会	
実 技	1 次	A・B	12月 9 日 (水)	同 上	
		B	12月 10 日 (木)		
			12月 11 日 (金)		
	2 次	A・B	12月 14 日 (月)		8:15~17:30
		B	12月 15 日 (火)		
			12月 16 日 (水)		
定員 60名		電話予約受付開始日 11月 5 日 (木) から			
電話予約受付時間 午前 9 時~午後 5 時 【土・日・祝日除く】					

\* 実技講習(大特を除く)は 3 日間連続で行いますので、希望する日程を選んで電話予約してください。

\* 原則として上記の日程で実施しますが、天候不良や受講申込者が少ない場合には日程を変更することがあります。

\* 電話予約以外の予約受付はいたしません。

\* 大型特殊免許(カタピラ限定を除く)の申込については、原則 1 次・2 次ともに各 3 名までといたします。

\* 新型コロナウイルス感染防止のため、講習を縮小しての開催及び中止することがあります。

## 2 受講者区分および受講料等

	受 講 者 区 分	受 講 料	テキスト代	合 計
A	自動車の大型特殊免許のある人 (カタピラ限定を除く) 【学科 1 日 実技 1 日(初日のみ)】	16,500円 (税込)	1,650円 (税込)	18,150円
B	自動車の 普通免許 中型免許 大型免許 のある人 【学科 1 日 実技 3 日間(連続)】	28,600円 (税込)	1,650円 (税込)	30,250円

## 3 講習科目

学 科 講 習	実 技 講 習
○ 関係法令 【1時間】	○ フォークリフトの走行の操作【20時間】
○ フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識 【2時間】	
○ フォークリフトの荷役(走行)に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 【4時間】	○ フォークリフトの荷役の操作【4時間】

\* 学科・実技それぞれの講習の最後に修了試験を行います。

## 4 受講申込方法

### (1) 受付は電話予約後、申込書の提出

受講者多数のため、予約は原則として 1 会社 3 名までといたします。  
申込書は陸災防佐賀県支部のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.rikusaibou-saga.jp/>)

インターネット・FAX を使用しない方には、申込書を郵送いたします。

### (2) 受講申込書の手続き

電話予約受付後、10日以内に直接申込書を持参するか、郵送してください。

この期間を経過した場合は、予約が取消されます。

申込手続きは、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までといたします。  
(郵送の場合は、受講料の入金の確認後、学科の 1 週間前までに折返し受講票と領収証を返送しますので、必ず返信用の封筒(定形 8 4 円切手貼付)を同封してください)

### (3) 申込書に必要なもの

申込書に必要な事項を記入して、次の書類等を添付してください。

○ 3 か月以内に撮った写真 2 枚(3.5cm×2.5cm 上半身無帽無背景)を添付。※紙印刷不可

○ 自動車運転免許証の写し(コピー)を申込書に貼付する。

○ 申込(受講)者氏名欄は、受講者本人の氏名を記入のうえ必ず押印してください。

### (4) 受講料の支払い

受講料は申込時に直接支払い、又は現金書留・銀行振込みで納付してください。

(振込先: 佐賀銀行高木瀬支店 普通口座 1010058)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部)

※ 受付後は、原則として受講料の払戻しや日程の変更はいたしません。

## 5 その他

(1) 本講習の修了試験合格者には、後日「修了証」を交付します。

(2) 受講票は、修了証交付の際に必要なですので、大切に保管してください。

(3) 受講者から当協会へ提出いただいた個人情報、労働安全衛生法等の規定に基づき講習修了の履歴、修了証の発行等の為に利用するものです。目的以外に使用することはなく、厳重な管理に努めております。